

関川水系 土地改良区

土地改良区体制強化基本計画

目 次

	目 次	頁
1	土地改良区の概要	1
2	施設管理強化に関する事項	3
3	財務管理強化に関する事項	15
4	受益農地管理強化に関する事項	19
5	統合整備強化に関する事項	21
6	研修・人材育成に関する事項	22
7	21世紀土地改良区創造運動に関する事項	25

1 土地改良区の概要

地 区 面 積	6,753 ha (内訳) 田 5,626.6 ha 畑 127.9 ha その他 998.1 ha			
組 合 員 数	5,880 人			
役 員 数	理 事 12 人 (うち員外 0 人) 監 事 3 人 (うち員外 0 人)			
職 員 数	事務系 6 人 (うち専任 4 人、兼任 2 人) 技術系 15 人 (うち専任 12 人、兼任 3 人) 合 計 21 人 (うち専任 16 人、兼任 5 人)			
財 政 規 模	平成 27 年度 一般会計 収入 925,386 千円 支出 896,705 千円 (うち次年度繰越金 28,681 千円) 特別会計 (維持管理費積立金) 収入 40,653 千円 支出 1,734 千円 (うち次年度繰越金 38,919 千円) (財政調整基金積立金) 収入 448,459 千円 支出 21,598 千円 (うち次年度繰越金 426,861 千円) (基本財産積立金) 収入 415,555 千円 支出 0 千円 (うち次年度繰越金 415,555 千円) (決済金積立金) 収入 157,422 千円 支出 1,866 千円 (うち次年度繰越金 155,556 千円) (職員退職給与積立金) 収入 136,963 千円 支出 6,039 千円 (うち次年度繰越金 130,924 千円) (用地費等積立金) 収入 100,521 千円 支出 17,627 千円 (うち次年度繰越金 82,894 千円) (事業積立金) 収入 235,444 千円 支出 6,691 千円 (うち次年度繰越金 228,753 千円)			
関係市町村名	上越市 妙高市			

実施した主な 土地改良事業	事業名	受益面積(ha)	工 期	事業費(千円)	備 考
	国営かんがい排水事業（関川地区）	7,118	S43～S58	16,714,000	
	国営かんがい排水事業（関川用水地区）	5,832	H26～（H35）	（13,000,000）	
	県営かんがい排水事業（関川地区）	4,322	S48～H1	5,965,000	
	県営かんがい排水事業（三郷地区）	211	S62～H3	276,000	
	県営土地改良総合整備事業（三郷地区）	133	S62～H4	449,000	
	県営湛水防除事業（新道地区）	400	S60～H3	2,174,000	
	県営湛水防除事業（重川地区）	331	S63～H9	2,174,000	
	県営ほ場整備事業（板倉第1地区）	310	S40～S48	579,000	
	県営ほ場整備事業（高土地区）	494	S42～S52	1,643,000	
	県営ほ場整備事業（新道地区）	310	S45～S54	1,065,000	
	県営ほ場整備事業（清里地区）	448	S45～S56	2,460,000	
	県営ほ場整備事業（板倉第2地区）	455	S47～S55	2,489,000	
	県営ほ場整備事業（重川地区）	146	H4～H13	3,174,240	
	県営ほ場整備事業（東中島地区）	100	H5～H11	1,251,400	
	県営ほ場整備事業（重川上流地区）	106	H6～H13	2,263,600	
	県営ほ場整備事業（上千原地区）	120	H7～H12	2,058,300	
	県営ほ場整備事業（保倉中部地区）	141	H8～H16	2,675,000	
	県営ほ場整備事業（保倉西部第1地区）	60	H10～H16	820,000	
	県営ほ場整備事業（上江保倉地区）	376	H8～H20	6,605,500	
	県営ほ場整備事業（板倉西部地区）	140	H10～H20	1,923,270	
	県営ほ場整備事業（三和西部地区）	236	H10～H27	3,165,600	
	県営ほ場整備事業（中江北部第1地区）	174	H10～H23	2,625,560	
	県営ほ場整備事業（三和南部地区）	278	H11～（H29）	（4,589,000）	
	県営ほ場整備事業（中江北部第2地区）	548	H11～（H31）	（9,081,480）	
	県営ほ場整備事業（津有南部第2地区）	213	H11～（H29）	（3,248,243）	
	県営ほ場整備事業（津有南部第1地区）	229	H12～（H28）	（3,115,107）	
	県営ほ場整備事業（高土西部地区）	51	H13～H22	773,180	
	県営ほ場整備事業（新道地区）	41	H16～（H30）	（1,900,606）	

2 施設管理強化に関する事項

(1) 土地改良区が管理する施設の現状及び施設管理強化への取組の基本的方針

土地改良区が管理する多くの施設は、造成後30年以上経過し水路施設や頭首工などの老朽化が進み、補修・更新の時期を迎えていることから、計画的に進める必要があります。

県営ほ場整備事業により基盤整備が進み、併せて担い手への農地集積による大規模経営体が増加し、今後の農業は少数の担い手農家が行うこととなり維持管理、用水管理の省力化が不可欠になります。そのため、施設の補修・更新はもとより、水管理システムによる用水管理合理化等の整備計画も合わせて策定します。

施設の長寿命化対策として、国営施設については国営かんがい排水事業「関川用水地区」において整備補修が計画されています。国営末端施設で土地改良区が直轄で管理する県営施設については農業水利施設保全合理化事業により構想設計を策定し、それを基に各幹線用水路毎に事業費、事業年度を決定し県営かんがい排水事業により補修・改修を行い施設の長寿命化を図ります。

地元管理施設である団体営等施設については、小規模補修等は多面的機能支払い交付金制度を活用し補修します。なお大規模補修の必要が生じた場合は、地元管理団体（受益者）と土地改良区で協議し補助事業を活用し補修を行うこととします。（必要に応じ本計画書に記載するものとします。）

(2) 施設補修整備計画について

《様式 1》

維持管理のための施設整備補修の年度別計画概要

施設群：用水路

単位：千円

施設の名称等	造成年度	整備補修の内容	数量	整備周期	直近整備 年度	参考		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	備考		
			(m)			標準耐用年数	経過年数	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額				
関川右岸幹線用水路 (国)	S57	ひび割れ補修 ほか	185		—	30	34								185m 51,000					
上江幹線用水路 (国)	S58	ひび割れ補修 ほか	2,682		—	30	33						516m 132,000	1,148m 256,000	1,018m 45,000					
中江幹線用水路 (国)	S56	開水路不同沈下 箇所の更新ほか	3,867		—	30	35						147m 239,000	922m 337,000	2,798m 157,000					
水管理施設(国)	—	水管理施設	一式		—	—	—			一式 109,000	一式 250,000	一式 265,000								
稲荷中江幹線用水路 (国)	S56	開水路の更新 ほか	1,020		—	30	35	農業水利施設 保全合理化事 業構想設計	県営調査設計 申請	県営調査設計		県営かんがい排水事業 国営造成分 1,020m 190,240千円 県営造成分 9,717m 1,466,058千円								
稲荷中江用水路 (矢代 川より上流) (県)	S61	ひび割れ補修	1,319		—	30	30													
稲荷中江用水路 (矢代 川より下流) (県)	S61	ひび割れ補修	8,398		—	30	30													
大道子安幹線用水路 (国)	S48	開水路の更新 ほか	707		—	30	43	農業水利施設 保全合理化事 業構想設計	県営調査設計 申請	県営調査設計		県営かんがい排水事業 国営造成分 707m 367,905千円 県営造成分 4,040m 325,438千円								
子安用水路 (県)	S57	ひび割れ補修	4,040		—	30	34													
参賀幹線用水路 (県)	S48	水管橋塗装補修	271		H 8	20	20			県営調査設計 申請	県営調査設計		県営かんがい排水事業 上江幹線用水路 4,289m 590,646千円 参賀幹線用水路 271m 4,313千円							
上江幹線用水路 (下中 へ末端) (県)	S55	ひび割れ補修	3,410		—	30	36													
上江附帯用水路 (県)	S61	ひび割れ補修	688		—	30	30													
上江川浦幹線用水路 (県)	S54	ひび割れ補修	879		—	30	37													
水上中江用水路 (県)	S51	ひび割れ補修	1,290		—	30	40													
中江幹線第1号用水路 (県)	S56	ひび割れ補修	829		—	30	35				県営調査設計	県営調査設計		県営かんがい排水事業 中江幹線用水路 16,801m 1,388,606千円						
中江幹線第2号用水路 (上流部) (県)	S60	ひび割れ補修	1,373		—	30	31													
中江幹線第3号用水路 (県)	S61	ひび割れ補修	4,809		—	30	30													
中江幹線第4号用水路 (西江) (県)	S61	ひび割れ補修	5,400		—	30	30													
中江幹線第5号用水路 (県)	S58	ひび割れ補修	2,880		—	30	33													
中江野田江用水路 (県)	S61	ひび割れ補修	1,232		—	30	30													
中江松野木用水路 (県)	S56	ひび割れ補修	1,190		—	30	35													

(2) 施設補修整備計画について

《様式 1》

維持管理のための施設整備補修の年度別計画概要

施設群：頭首工

単位：千円

施設の名称等	造成年度	整備補修の内容	数量	整備周期	直近整備 年度	参考		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	備考
			(m)			標準耐用年数	経過年数	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	
関川頭首工（国）	H12	補強・ひび割れ 補修	1.0箇所		—	30	16	農業水利施設 保全合理化事 業構想設計	県営調査設計 申請	県営調査設計		→	県営かんがい排水事業					
矢代川頭首工（県）	S54	補強・ひび割れ 補修	1.0箇所		—	30	37						関川頭首工 291, 658千円 矢代川頭首工 31, 140千円					
子安頭首工（国）	S58	部材補強補修	1.0箇所		—	30	33	農業水利施設 保全合理化事 業構想設計	県営調査設計 申請	県営調査設計		→	県営かんがい排水事業					
戸野目川頭首工（県）	S54	補強・ひび割れ 補修	1.0箇所		—	30	37						子安頭首工 324, 145千円 戸野目川頭首工 26, 400千円					

(2) 施設補修整備計画について

《様式 1》

維持管理のための施設整備補修の年度別計画概要

施設群：揚水機場

単位：千円

施設の名称等	造成年度	整備補修の内容	数量 (m)	整備周期	直近整備 年度	参考		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	備考
						標準耐用年数	経過年数	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	事業量/金額	
重川地区第1号揚水機場（県）	H6	ポンプ本体オーバーホール	1.0式		—	15	22	1.0式 2,400										
重川地区第2号揚水機場（県）	H7	ポンプ本体オーバーホール	1.0式		—	15	21	1.0式 2,200										
重川地区第3号揚水機場（県）	H7	ポンプ本体オーバーホール	1.0式		—	15	21	1.0式 2,200										
上江保倉地区第2号揚水機場（県）	H9	ポンプ本体オーバーホール	1.0式		—	15	19	1.0式 3,500										
重川上流地区第1号揚水機場（県）	H9	ポンプ本体オーバーホール	1.0式		—	15	19		1.0式 2,300									
重川上流地区第2号揚水機場（県）	H10	ポンプ本体オーバーホール	1.0式		—	15	18		1.0式 2,500									
保倉西部第1地区名柄堰揚水機場（県）	H6	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	22			1.0式 6,180								
東中島地区第1号揚水機場（県）	H8	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	22			1.0式 6,180								
東中島地区第2号揚水機場（県）	H8	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	22			1.0式 6,180								
上江保倉地区第1号揚水機場（県）	H8	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	22			1.0式 6,180								
上江保倉地区第3号揚水機場（県）	H9	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	19			1.0式 6,180								
上千原地区第1号揚水機場（県）	H10	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	18			1.0式 6,180								
保倉中部地区第2号揚水機場（県）	H10	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	18			1.0式 6,180								
保倉中部地区第4号揚水機場（県）	H10	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	18			1.0式 6,180								
上江保倉地区第4号揚水機場（県）	H11	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	17				1.0式 6,180							
上江保倉地区第5号揚水機場（県）	H11	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	17				1.1式 6,180							
保倉中部地区第5号揚水機場（県）	H11	ポンプ本体オーバーホール	1.0式		—	15	17				1.0式 3,000							
板倉西部地区第2号揚水機場（県）	H11	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	17				1.0式 6,180							
中江北部第1地区第3号揚水機場（県）	H16	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	12				1.0式 6,180							
三和西部地区第1号揚水機場（県）	H16	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	12				1.0式 6,180							
中江北部第2地区第6号揚水機場（県）	H16	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	12				1.0式 6,180							
三和南部地区第3号揚水機場（県）	H16	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	12				1.0式 6,180							
保倉中部地区第1号揚水機場（県）	H13	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	15					1.0式 6,180						
保倉中部地区第3号揚水機場（県）	H13	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	15					1.0式 6,180						
板倉西部地区第1号揚水機場（県）	H13	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	15					1.0式 6,180						
中江北部第1地区第1号揚水機場（県）	H14	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	14					1.0式 6,180						
中江北部第1地区第2号揚水機場（県）	H13	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	15					1.0式 6,180						

施設の名称等	造成年度	整備補修の内容	数量 (m)	整備周期	直近整備 年度	参考		平成28年度 事業量/金額	平成29年度 事業量/金額	平成30年度 事業量/金額	平成31年度 事業量/金額	平成32年度 事業量/金額	平成33年度 事業量/金額	平成34年度 事業量/金額	平成35年度 事業量/金額	平成36年度 事業量/金額	平成37年度 事業量/金額	備考
						標準耐用年数	経過年数											
三和西部地区第2号揚水機場（県）	H14	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	14					1.0式						
津有南部第2地区第3号揚水機場（県）	H15	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	13					6,180						
三和南部地区第2号揚水機場（県）	H17	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	11					1.0式						
高士西部地区揚水機場（県）	H17	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	11					6,180						
三和西部地区第3号揚水機場（県）	H18	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	10						1.0式					
中江北部第2地区第5号揚水機場（県）	H15	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	13					6,180						
中江北部第2地区第1号揚水機場（県）	H18	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	10						1.0式					
津有南部第2地区第2号揚水機場（県）	H18	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	10						6,180					
上千原地区第2号揚水機場（県）	H9	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	19							1.0式				
津有南部第1地区揚水機場（県）	H17	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	11						6,180					
中江北部第2地区第4号揚水機場（県）	H21	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	7									1.0式		
三和南部地区第1号揚水機場（県）	H22	〃 付帯設備更新ほか	1.0式		—	15	6										6,180	

(3) 施設管理適正化事業について

《様式3》

土地改良施設維持管理適正化事業実施計画

加入予定年度	施設名	造成主体	造成年度	造成事業名	整備補修内容	事業費 (千円)	事業実施予定年度										備考
				(又は地区名等)			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
H28	重川地区第1号揚水機場(県)	新潟県	H6	県営ほ場整備事業	ポンプ本体オーバーホール	2,400	●										
H28	重川地区第2号揚水機場(県)	新潟県	H7	県営ほ場整備事業	ポンプ本体オーバーホール	2,200	●										
H28	重川地区第3号揚水機場(県)	新潟県	H7	県営ほ場整備事業	ポンプ本体オーバーホール	2,200	●										
H28	上江保倉地区第2号揚水機場(県)	新潟県	H9	県営ほ場整備事業	ポンプ本体オーバーホール	3,500	●										
H29	重川上流地区第1号揚水機場(県)	新潟県	H9	県営ほ場整備事業	ポンプ本体オーバーホール	2,300		●									
H29	重川上流地区第2号揚水機場(県)	新潟県	H10	県営ほ場整備事業	ポンプ本体オーバーホール	2,500		●									
H30	保倉西部第1地区名柄堰揚水機場(県)	新潟県	H6	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180			●								
H30	東中島地区第1号揚水機場(県)	新潟県	H8	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180			●								
H30	東中島地区第2号揚水機場(県)	新潟県	H8	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180			●								
H30	上江保倉地区第1号揚水機場(県)	新潟県	H8	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180			●								
H30	上江保倉地区第3号揚水機場(県)	新潟県	H9	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,386			●								
H30	上千原地区第1号揚水機場(県)	新潟県	H10	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180			●								
H30	保倉中部地区第2号揚水機場(県)	新潟県	H10	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180			●								
H30	保倉中部地区第4号揚水機場(県)	新潟県	H10	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180			●								
H31	上江保倉地区第4号揚水機場(県)	新潟県	H11	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180				●							
H31	上江保倉地区第5号揚水機場(県)	新潟県	H11	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180				●							
H31	保倉中部地区第5号揚水機場(県)	新潟県	H11	県営ほ場整備事業	ポンプ本体オーバーホール	3,000				●							
H31	板倉西部地区第2号揚水機場(県)	新潟県	H11	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180				●							
H31	中江北部第1地区第3号揚水機場(県)	新潟県	H16	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180				●							
H31	三和西部地区第1号揚水機場(県)	新潟県	H16	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180				●							
H31	中江北部第2地区第6号揚水機場(県)	新潟県	H16	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180				●							

加入予定年度	施設名	造成主体	造成年度	造成事業名	整備補修内容	事業費 (千円)	事業実施予定年度										備考
				(又は地区名等)			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
H31	三和南部地区第3号揚水機場 (県)	新潟県	H16	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180				●							
H32	保倉中部地区第1号揚水機場 (県)	新潟県	H13	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H32	保倉中部地区第3号揚水機場 (県)	新潟県	H13	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H32	板倉西部地区第1号揚水機場 (県)	新潟県	H13	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H32	中江北部第1地区第1号揚水機場 (県)	新潟県	H14	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H32	中江北部第1地区第2号揚水機場 (県)	新潟県	H13	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H32	三和西部地区第2号揚水機場 (県)	新潟県	H14	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H32	津有南部第2地区第3号揚水機場 (県)	新潟県	H15	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H32	三和南部地区第2号揚水機場 (県)	新潟県	H17	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H32	高土西部地区揚水機場 (県)	新潟県	H17	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180					●						
H33	三和西部地区第3号揚水機場 (県)	新潟県	H18	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180						●					
H33	中江北部第2地区第5号揚水機場 (県)	新潟県	H15	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180						●					
H33	中江北部第2地区第1号揚水機場 (県)	新潟県	H18	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180						●					
H33	津有南部第2地区第2号揚水機場 (県)	新潟県	H18	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180						●					
H34	上千原地区第2号揚水機場 (県)	新潟県	H9	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180							●				
H35	津有南部第1地区揚水機場 (県)	新潟県	H17	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180								●			
H36	中江北部第2地区第4号揚水機場 (県)	新潟県	H21	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180									●		
H37	三和南部地区第1号揚水機場 (県)	新潟県	H22	県営ほ場整備事業	〃 付帯設備更新ほか	6,180										●	

(4) 更新整備構想について
《様式 1》

更新整備長期構想

[illegible]

[illegible]

機能診断区分	設備・装置・部位の状態の例	現象例	対応する対策の目安
S-5	・異常が認められない状態	新設時点とほぼ同様の状態	対策不要
S-4	・軽微な劣化がみられるが、機能上の支障はない状態	軽微な変形や摩耗が認められるが基準地内であり、性能上の支障はない状態	継続監視(予防保全含む)
S-3	・放置しておくに機能に支障が出る状態で、劣化対策が必要な状態	調査結果が基準値を超過するなど、劣化対策が必要な状態	劣化対策
S-2	・機能に支障がある状態 ・著しい性能低下により、至急劣化対策が必要な状態	・調査結果が基準値を著しく超過するなど、至急劣化対策が必要な状態 ・ゲートの開閉に支障をきたすような変形がみられる状態	至急劣化対策
S-1	・設備等の信頼性が著しく低下しており、補修では経済的な対応が困難な状態 ・近い将来に設備の機能が失われるリスクが高い状態 ・本来的機能及び社会的機能における性能が総合的に著しく低下している状態	・調査の結果、部位等のS-3、S-2評価が多く、補修よりも更新(全体・部分)した方が経済的に有利な状態 ・重要部位等が危機的陳腐化により、代替品の入手が困難であり、対策に緊急を要する状態	更新(全体・部分)

凡例	
●	事業実施年度(単年)
----->	事業実施年度(複数年)

(5) 事前積立の取組について

① 現在実施している積立金について

基幹水利施設については、必要に応じ下記積立金を充当する。

財政調整基金積立金 426,861千円 基本財産積立金 415,555千円 決済金積立金 155,556千円

各揚水機場地区では、ポンプ設備の予防保全の対策周期を15年とし、2回の予防保全を実施し45年目に更新を計画する。予防保全は一機場当たり6,180千円の費用を見込んで維持適正化事業に加入し、積立をしている。

維持管理費積立金 38,919千円 (30地区合計額)

② 積立金の活用が必要と見込まれる施設整備・大規模補修等について

施設整備補修計画に記載の事業の地元負担合計額は852,928千円となる。事前積立については、事業毎に事業費・補助金額・地元負担額・償還計画等をもとに受益組合員と検討し決定する。

用水路・頭首工（県営かんがい排水事業等）	事業費	6,555,891千円	地元負担額	779,536千円
揚水機場（維持管理適正化事業）	事業費	215,860千円	地元負担額	73,392千円

③ 新たな積立の必要性及び金額等について

新たな事業計画が樹立された場合は、事業費・補助金額・地元負担額・償還計画等をもとに受益組合員と検討し決定する。

(6) 業務継続計画 (BCP) 策定の取組について

① 策定の必要性について

土地改良区が管理している施設は、頭首工・幹線用水路・ため池・揚水機場・パイプライン等の膨大な農業用施設があり、当該地区の営農に極めて重要な役割を担っています。

地震や豪雨により施設が被害を受け機能が停止した場合には、受益者はもとより近傍の地域住民に与える影響が大きいため、本業務継続計画を策定し、万が一、被害を受けた場合においても、影響を最小限に留めるとともに、その役割を継続できるようにする必要があります。

② 対象施設について

- ・頭首工 8箇所
- ・幹線用水路 国営5路線33.2km 県営18路線50km 団体営1,225路線348km
- ・ため池 6箇所
- ・揚水機場 42機場
- ・パイプライン 328km
- ・排水路 県営5路線3km 団体営625路線225km

③ 策定のための体制及び手順について

国のマニュアルを参考しながら、現在の災害時対応マニュアルを見直して策定します。

④ 作成時期の目途について

平成30年度を目標に策定します。

(7) 多面的機能支払い制度について

① 管内の現状

本制度について、平成27年度末の管内取組状況を調査した結果、管内農地5,758haのうち、取組面積4,662ha(118活動組織)、うち資源向上(共同活動)4,012ha(98活動組織)、資源向上(長寿命化)1,532ha(36活動組織)であり、1,096haが未取組である。

この制度の交付金のうち、農地維持支払交付金は、日頃行われている農地法面の草刈り・水路の泥上げや点検・補修などが支援対象となることはもとより、農業者のみで構成される活動組織も対象になり得ること、またそれぞれの地域にあった取組みに活用できるものであり、地元管理をお願いしている小規模施設と農地の維持のための共同活用ができる内容であることから、本制度に対する当改良区の基本方針を以下のとおり定め、その実現のための取組みを行います。

② 関川水系土地改良区の基本方針について

- 多面的機能支払交付金制度は管内全域で取り組むこととします。
- 土地改良区が主体となって運営委員会等を単位とする広域化を進めます。

③ 関川水系土地改良区の実施方針

- 相談窓口を設置。
- 活動組織の事務負担軽減を図るため、事務を受託。
- モデル地区を設定し広域化組織の立ち上げを計画。

3 財務管理強化に関する事項

(1) 財務管理強化に係る基本方針

関川水系土地改良区においては、土地改良施設の建設・改修・維持管理などを主な業務としており、その業務には費用がかかります。これらの費用は、組合員から負担いただいた賦課金でまかなうことを基本としています。

このように土地改良区は、組合員からいただいた賦課金により成り立っているため、組合員の信頼を得て業務を継続していくためには、この賦課金を効率的に使用し、安定した土地改良区経営基盤を構築することが重要です。

当改良区は、平成18年10月に合併し、その後平成20年に経営検討委員会を設置し、合併後の事業運営及び財政計画を検討しました。今回、さらに検討を加え次のとおり財政管理強化に関する基本計画を定めました。

(2) 複式簿記会計導入計画

① 土地改良区事業別区分	国営関連 ・ 県営・機構営関連 ・ その他	② 複式簿記会計導入の有無	有 ・ 無
③ (②で無の場合)導入予定の有無	有(本格導入) ・ 有(補完的導入) ・ 無	④ (③で有の場合)導入予定年度	平成 30 年度導入予定
⑤ 簿記・会計関係の資格取得職員	日商簿記 3 級 2 人 全商簿記 3 級 2 人 その他資格 級 人		
⑥ 特記事項			

(3) 外部監査導入計画

① 国営関連土地改良区該当の有無	☒ 有 ・ 無	② 外部監査導入の有無	有 ・ ☒ 無
③ (②で無の場合)導入予定の有無	☒ 有 ・ 無	④ (③で有の場合)導入予定年度	平成 30 年度導入予定
⑤ 特記事項			

(4) 非補助土地改良事業推進計画

厳しい農業情勢を鑑み、組合員負担が伴う建設・改修事業の場合は高率補助事業による実施を最優先とし、高率補助事業対象外または緊急に行う必要がある場合のみ非補助土地改良事業を実施するものとします。

(5) 基本財産積立金・財政調整基金積立金の積立等計画について

土地改良区は、合併時に経常賦課金の大幅な値上げができないことから、不足財源に補填するため積立金からの取り崩しを前提としていました。その後、経営検討委員会で各種改革を行い、取り崩し額は圧縮・軽減となりましたが、現在も取り崩しの状況が続いています。

本計画で定めた施設管理計画を踏まえて、組合員負担の軽減と土地改良区財政の健全化のため、次のとおり今後の積立等計画を定めます。

① 基本財産積立金

積立額

一般会計からの積立金 毎年度 500万円

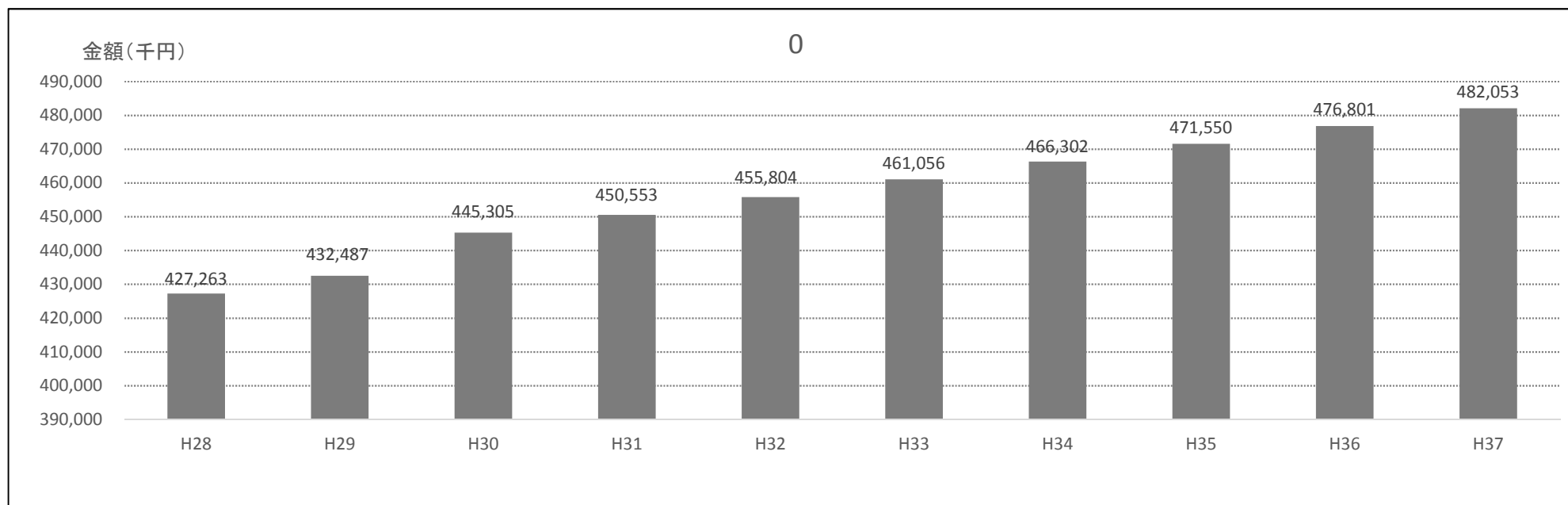
基本財産から生じる収益（普通財産売却代金・積立金利息・配当金など）

運用方法

確実かつ効率的な運用を行います

※関川水系土地改良区規約第43条・第57条

※試算利率 年0.01%～



② 財政調整基金積立金

積立額

償還金立替金返済分

財政調整基金積立金から生じる収益（利息・配当金など）

運用方法

確実かつ効率的な運用を行います

※関川水系土地改良区規約第43条

※試算利率 年0.01%～

取り崩し

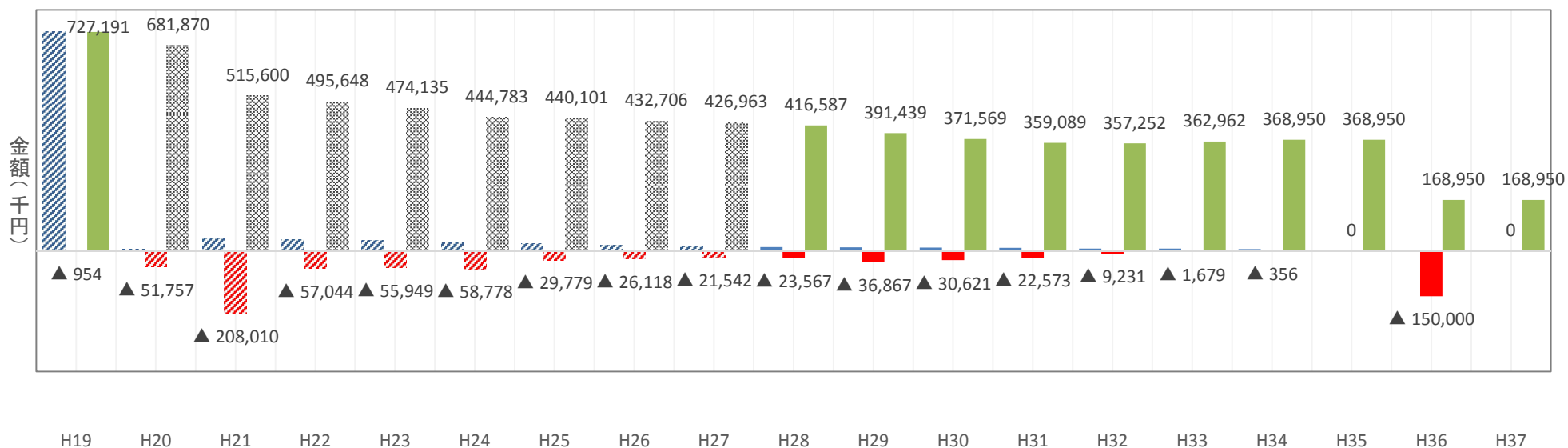
施設管理計画に基づき毎年度予算編成時に財源に不足を生じた場合取り崩すこととします。

※ただし、取り崩し額は、特別な事情がない限りシミュレーションにより算出した金額を超えないようにします。

国営関川用水地区完了時に負担金を一括支払うため取り崩しします。（平成36年度予定）

財政調整基金積立金残高の推移と今後の見込み

■ 積立 ■ 取崩し ■ 残高



(6) 未収賦課金等の回収・整理計画について

①未収賦課金の状況

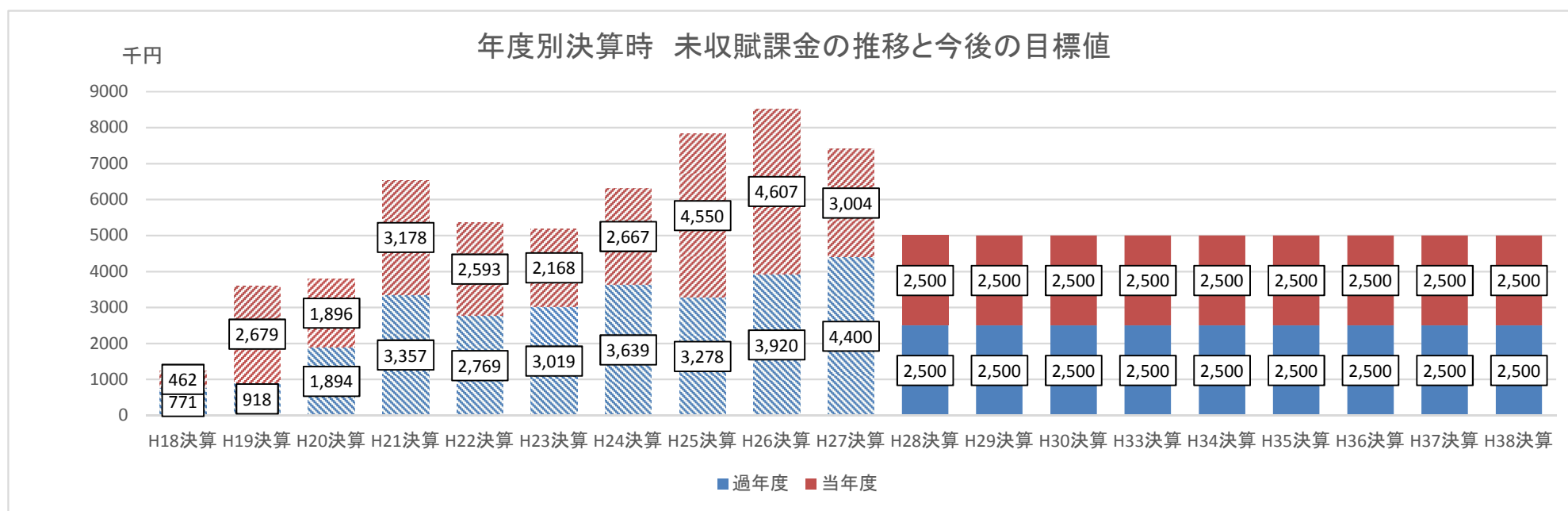
平成18年の土地改良区合併以降、厳しい農業情勢の中、事業償還金の増・維持管理費の増、さらに賦課金徴収方法の変更などの要因により、土地改良区の賦課金未収額が増加傾向にあります。

賦課金徴収率は毎年98%程度で高い徴収率ですが、未収額は少額とはいえない状況です。

②現在までの対応

(1) 理事・監事・全職員による電話・訪問督促の実施 (2) 督促前の再振替（通知）の実施（組合費賦課徴収規程第10条） (3) 揚水機場運営委員会等へ賦課金徴収の側面支援の依頼 (4) 年度内に限り延滞利率の軽減（定款第30条） (5) 滞納処分の実施

以上の方策を講じることによって、平成27年度決算では前年度より減少となりましたが、土地改良区の財政上、積立金取り崩しによりその補填を行わなければならない状況は変わっていません。



③今後の回収・整理計画

米価の下落により農業経営が厳しくなり、今後も滞納者が増えることが予想されますが、組合員の公平性を保ち、常に完納している組合員の納入意欲に悪影響を及ぼさないようにするため、また、新たな滞納者を増やさないようにするため、上記対応を継続し督促に努めます。

特に、滞納処分を強化し、時効が成立しそうな過年度未収金に対して、差押えの実施、一部納付、納付誓約書の請求を行い、時効が中断又は延期されるよう努めることとします。

毎年度の目標額 現年度・過年度未収賦課金額 500万円以内を目指す

4 受益農地管理強化に関する事項

(1) 農地利用等計画

①	地区内農用地の利用構成	田	5,626 ha	畑	128 ha	その他	－ ha	合計	5,754 ha
②	耕作放棄地 【達成目標年度：平成 ー 年度】	田	－ ha	畑	－ ha	その他	－ ha	合計	－ ha
			－ ha		－ ha		－ ha		
③	担い手農家の農地利用（①の内数） （担い手農家が占める割合＝担い手への農地集積率） 【達成目標年度：平成 37 年度】	田	3,780 ha （ 67 ） %	畑	86 ha （ 67 ） %	その他	－ ha （ ー ） %	合計	3,866 ha （ 67 ） %
			5,063 ha （ 90 ） %		115 ha （ 90 ） %		－ ha （ ー ） %		5,178 ha （ 90 ） %
④	地区内の担い手農家数 【達成目標年度：平成 37 年度】	444 戸			左のうち法人数	61 法人			
		350 戸			左のうち法人数	70 法人			
⑤	農地中間管理機構に対する農地貸付 【達成目標年度：平成 37 年度】	貸付面積	126.0 ha		貸付設定年月	平成 ー 年 ー 月 ー 日			
			926.0 ha			平成 ー 年 ー 月 ー 日			
⑥	農業経営基盤強化促進法第18条第5項に基づく農用地 利用集積計画の作成申出	作成申出予定年月日			平成 ー 年 ー 月 ー 日				
		計画作成予定年月日			平成 ー 年 ー 月 ー 日				
⑦	換地処分遅延地区解消 【達成目標年度：平成 ー 年度】	遅延地区数	－ 地区		遅延理由				
			－ 地区						
⑧	換地技術者育成 【達成目標年度：平成 37 年度】	土地改良換地士	3 名		土地改良換地士以外の 換地技術者			2 名	
			3 名					3 名	

(2) 換地処分促進計画

遅延なく換地業務が完了するよう、県及び県土地改良事業団体連合会と調整を図り、換地業務の促進を図ります。

- ① 相続登記が未了の土地で相続人と連絡が取れない場合には、家庭裁判所に不在者財産管理人選任申立等により権利確定を進めます。
- ② 地区界の公図接合不一致箇所については、早急に換地更正等により公図接合不一致を解消します。

県営ほ場整備事業 換地処分予定年度		
地区名	着工年度	完了年度(換地処分)
津有南部第1地区	H12	H28
三和南部地区	H11	H29
津有南部第2地区	H11	H29
中江北部第2地区	H11	H31

(3) ほ場整備基本計画と農地集積の取組について

T P P対策や平成30年度産米からの米政策の見直しに向けて、管内小区画ほ場地域を対象に大区画ほ場整備に向けた基本構想を策定し、積極的に基盤整備を進めます。それにより担い手への農地集積を加速させ、生産コストの大幅削減と汎用化農地を活用した高収益作物への転換など、経営体の所得向上を推進します。

(4) 換地更正の対応方針について

土地改良区管内には、一次整理時の換地計画書の誤りが多々あるため、その対応に苦慮しています。換地更正手続を進めるには、多額の費用と労力を要するため、緊急性・重要性を充分考慮し、ほ場整備事業実施地区を優先して対応します。

5 統合整備強化に関する事項

(1) 県のマスタープランにおける規定

上越地域

当地域は平成18年に6土地改良区からなる関川水系土地改良区の新設合併があり、中心部の統合整備が進んでいる。本計画においては頸北地域の統合を中心に推進し、さらに前計画で達成できなかった関川地区連合の解散を目標に統合整備を推進する。

【関川地区】

前計画期間では達成できなかった関川水系単一土地改良区化を達成するため、関川地区土地改良区連合の構成土地改良区である関川水系、和田及び水上土地改良区の統合を推進し、統一的な水管理及び連合解散による組合員の負担軽減を図る。

(2) 他の土地改良区との重畳・重複及び同一市町村内の他の土地改良区の状況等

関川水系土地改良区・和田土地改良区・水上土地改良区の3土地改良区で関川地区土地改良区連合を組織しています。

坊ヶ池土地改良区受益地の農地を合併前上江土地改良区で区画整理を実施しました。その後、合併後、坊ヶ池土地改良区に移管し地区除外しています。

(3) 合併又は合同事務所設置等への取組について

【既に必要な合併等を完了しており、地区の変更が見込まれない場合】

平成12年度より関川地区土地改良区連合所属の7土地改良区と隣接土地改良区で合併協議を行い、平成18年度に関川地区土地改良区連合所属の上江・中江・新道・稻荷中江・参賀の5土地改良区と保倉土地改良区が合併しました。

6 研修・人材育成

(1) 研修・人材育成に係る基本方針

関川水系土地改良区では、過去に事務局（職員）の不十分な初動対応のため賦課金の異議申立て等に発展するなど、問題が大きくなってしまふ事案がありました。理事会・監事会では、職員の意識改革とレベルアップが必要として、平成25年度から役職別一般研修を実施しており、継続して職員の意識改革・レベルアップを目指すこととします。

1. 関川水系土地改良区が目指す職員像

「組合員の利益のために何をすべきか」を意識し職員それぞれが職務を行うこと

農業情勢・各種制度・組合員の営農スタイル等、農業情勢を取り巻く環境は常に変化しています。また、土地改良区は営利団体ではなく、組合員からいただく経常賦課金で運営しています。近年では、農業情勢を取り巻く環境の変化に伴い、組合員の土地改良区に対する評価（満足度）が大変厳しくなってきました。

このような中、今までと同じ業務をしているだけでは不十分であることを認識し、常により良い方法を検討し、業務を見直すことで組合員の利益につなげていかなければならないと考えます。

2. 研修・人材育成方針

一般研修と専門研修に大別し、毎年度計画的に実施します。

1) 一般研修

1. 管理職（課長・副課長）と一般職員（係長・主任ほか）に別けて職責に応じた研修を行います。
2. 職員の業務遂行能力向上を目的とした研修を行います。〔研修専門企業が主催する公開講座研修に参加します。〕
自らの業務を自ら検証し、不足している能力のレベルアップにつなげる研修を行います。

（メニュー例）

- ①タイムマネジメント研修 ②仕事の進め方研修 ③問題解決研修 ④業務改善研修 ⑤仕事の意欲向上研修

2) 高度な専門性の習得

近年、土地改良区の業務も多様化しており、組合員の期待に応えるには常に新しい知識の習得が必要です。国・新潟県・新潟県土地改良事業団体連合会等が主催する専門研修には積極的に参加することとします。

さらに、当面必要と思われる下記の内容については重点的に研修に参加することとします。

- ①農業土木知識の向上
- ②会計の複式化に向けて簿記知識の習得
- ③小水力発電施設稼働に向けた管理・操作等の専門知識の習得

(2) 職員定数管理計画について

1. 職員数の推移

平成18年10月に6土地改良区が合併し関川水系土地改良区が新設されました。この時、自主退職2名を除く22名が関川水系土地改良区に引き継がれました。また、関連団体の関川地区土地改良区連合の職員5名も関川水系土地改良区職員として受け入れ、関川水系土地改良区が関川地区土地改良区連合の業務を行うこととなりました。合併時の正職員は27名です。

合併検討委員会では、50代職員が多かったため定年退職に伴う自然減と退職者補充の抑制をしていくこととしました。その後平成20年に設置された経営検討委員会で、さらなる人件費の抑制対策として、事務局改革と併せて臨時職員の削減を行いました。ただし職員の年齢に偏りがあり、土地改良区業務を継承していく必要があることから、事業量等を勘案し最低限の正規職員補充を行うこととしていました。

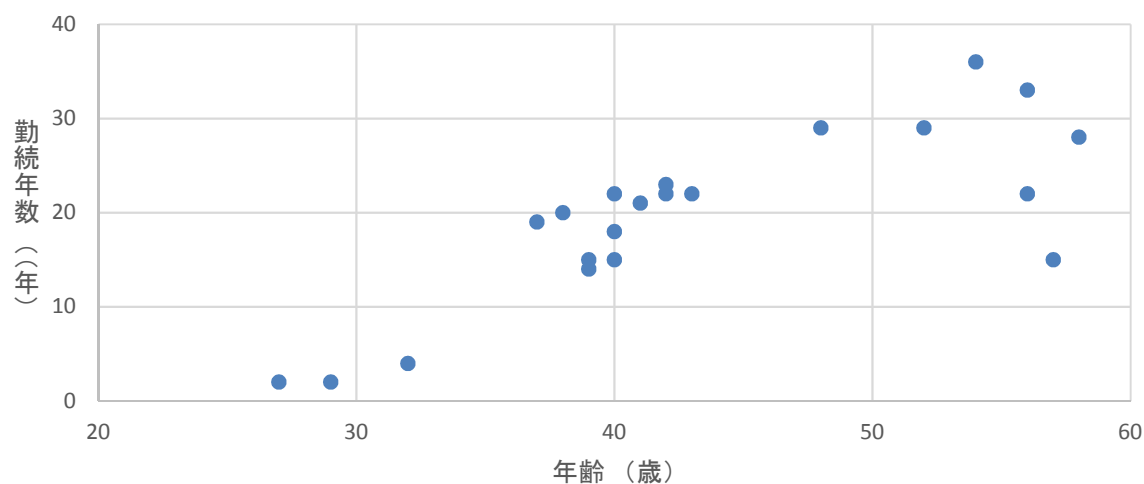
(現在までの職員数の推移は次頁グラフのとおり。)

2. 職員定数管理の基本方針

職員の定数管理を行っていくにあたっては、安易に退職者補充を行うことなく、次の6点を基本方針として職員数の抑制に努めます。

①事務局体制の見直し ②人材育成の推進 ③再雇用職員の活用 ④臨時・非常勤職員の活用 ⑤民間委託の活用 ⑥職員配置の見直し

平成28年現在 職員の年齢・勤続年数分布



【分析】

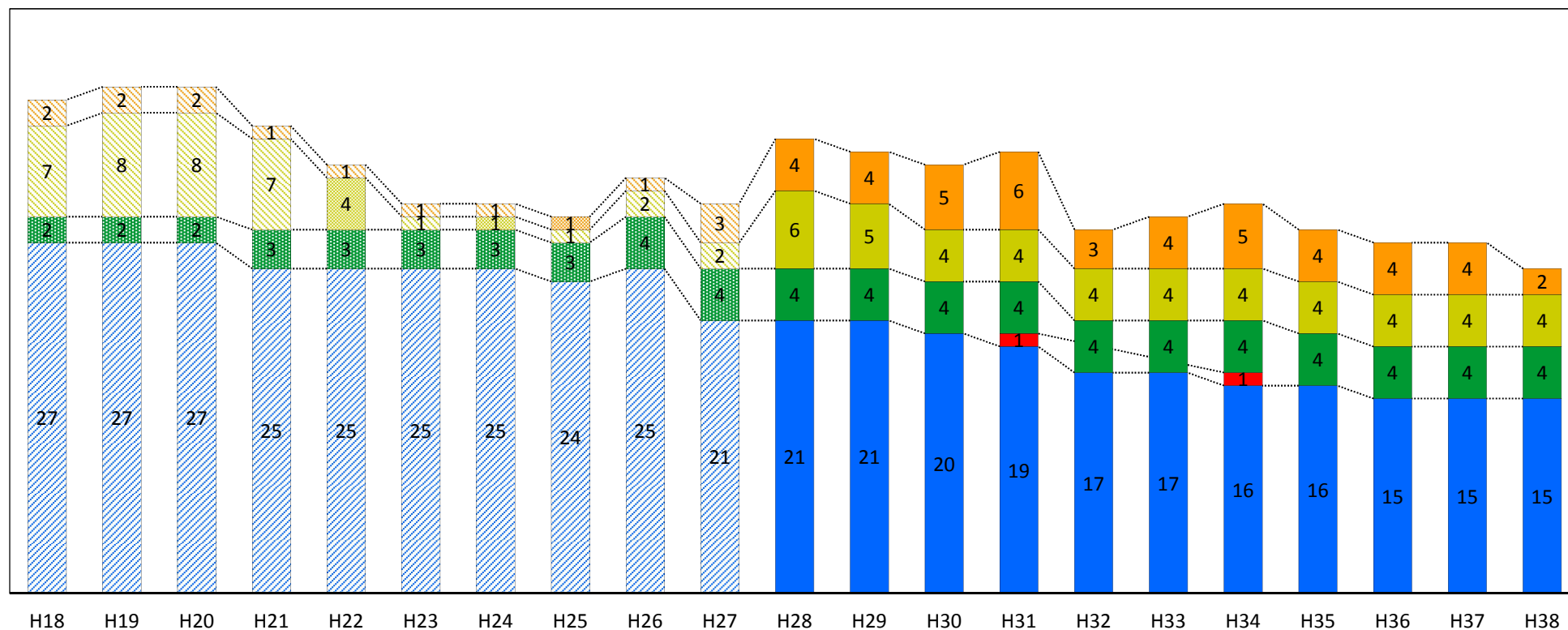
①40歳前後で職員が集中しています。これは、合併前各土地改良区で、退職者の補充と大区画ほ場整備事業など実施のため新たに採用したためです。

②合併前各土地改良区では、財政上の理由から基本的に定期的な職員採用は行わず、退職者の補充としていました。このため、円滑な土地改良区業務の継承に支障が生じることもありました。

③30歳前後職員は、合併後に採用した職員です。

関川水系土地改良区職員数の推移と見込み

■ 正職員 ■ 新規採用 ■ 臨時技術員 ■ 臨時事務員 ■ 嘱託職員



7 21世紀土地改良区創造運動に関する事項

(1) 21世紀土地改良区創造運動の基本方針

土地改良区は、農業生産を行う上で欠かせない用排水施設の整備・管理や農地の整備等、いわゆる土地改良を目的として設立された農家の人たちの組織です。具体的な活動としては、農業を営む上で必要な用水を確保するための水源の確保や用水路の整備・管理、農地や地域の雨水、集落からの排水などを安全かつ確実に排除するための排水路の整備・管理を行うとともに水田や畑地の整備などを行っています。

一方、社会経済情勢が大きく変化する中、農地や農業用水は、食料の安定供給に欠かせない基盤であるとともに、国土の保全や美しい農村景観など多面的機能を持つ大切な資源として注目を集めています。

土地改良区は、ふるさとの環境を育んでいるこのような資源を大切に守り育てることを通じ、新たな時代にふさわしい豊かで住みよい農村づくりを目指して、市町村を始め地域に住んでいる人たちみんなの理解と協力を得ながら、積極的に活動していかなければなりません。

21世紀土地改良区創造運動は、これらの土地改良区が果たしてきた役割、機能を改めて見直すとともに、多面的な機能の確保など国民が期待する新たな役割に対し、どのように土地改良区が取り組んで行くか、地域の人たちとみんなで考える運動です。

関川水系土地改良区では、地域農業の発展に欠かせない農家以外の住民や次の世代を担う児童生徒に対して、広く土地改良区の役割を周知して行くこととします。

年間啓発活動の目標 年間20回 述べ500名

(2) 世界かんがい施設遺産に登録された上江用水路の広報活動について

平成27年10月に上江用水路が世界かんがい施設遺産に登録されました。この登録により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用していくこととします。

また、平成28年3月に設立された世界かんがい施設遺産連絡会(平成27年度末時点13施設)のとともに、相互に情報交換や施設訪問等による情報共有に務め、かんがい排水施設の重要性・必要性を周知しつつ地域づくりへの貢献を目指すとともに、当遺産の価値と認知度を高め、更には登録された各施設の持続性と活性化を図っていくこととします。

具体的な活動は次の通りです。(当面5ヶ年での計画)

PR・広報活動

パンフレット作成(日本語・英語・その他言語) 案内看板設置 案内映像作成(一般市民向け) 見学会実施(一般市民向け)

整備

道路改良 公園整備 安全施設整備

教育機会の提供

見学会(教員向け・児童生徒向け) 出前授業(児童生徒) 副読本編集

地域と連携した取り組み

語り部育成 石碑設置 資料展示イベント